

令和2年7月吉日

ご家族及び他事業所 各位

社会福祉法人来友会
理事長 西座新二

外出・面会等禁止に関する基準のお知らせ

拝啓 平素は、社会福祉法人来友会に対する格別のご配慮を賜り誠にありがとうございます。

さて、緊急事態宣言解除後、緩和ムードが広がり全国的に感染者が増加し続けております。PCR検査拡充により、検査数が増加したこともありますが、東京では感染者が過去最多を更新する日々が連続し、大阪でも過去最多を更新しております。

一方で、政府は「GO TO TRAVELキャンペーン」実施にあたり、「高齢者に感染が広がらないように万全な対策を講じる」としてしておりますが、何ら具体的な対策は講じられておりません。そのため、大阪に多くの旅行者が来ることで、さらに感染者が増加する懸念があります。

確かに、無症状の若者の感染者が多いことから「死亡者数は少なく、医療機関はひっ迫していない」かもしれません。しかし、高齢者に感染が広がり始めると事態は急変する可能性があります。東京都荒川区の介護老人保健施設「ひぐらしの里」では13日までに入所者24人、職員7人の感染が確認されました。このように高齢者施設では特にクラスターが発生しやすい状況だと考えられます。

様々なご意見があることは重々承知しておりますが、若年者と異なり、高齢者は新型コロナウイルスと共存していくことは现阶段では非常に困難であると考えております。

そこで、当法人ではご入居者及び利用者ひいては職員を守るため「**外出・外泊・面会等の禁止**」を**させていただく「基準」を設けることと致しました。**

ご家族様及び他法人の事業所様に対しては、多大なご不便、ご影響を与えることとなりますが、ご理解とご協力のほど、よろしく申し上げます。

敬具

記

当法人の外出・外泊・面会等禁止基準

禁止基準： 大阪府の感染者が**7日間のうち2日以上100人を超える**場合

禁止期間： **2週間**（2週間後に禁止基準を満たしていれば**さらに2週間**）

禁止内容： 外出（法人外デイサービス含む）・外泊・面会・外部事業所サービス

捕捉：通院に関しては上記制限は設けておりません。

ご家族様の差し入れ等につきましては玄関にて職員にお渡しください。

玄関越しの面会は可能ですので、ご遠慮なく仰ってください。

***注意** 当該禁止措置は一時的な実施ではなく、継続的に行ってまいります。